

# 確定申告の受付が2月17日から開始!

所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付が2月17日(月)から、JAさがみの各会場で始まりま  
す。みなさんは、もう準備をしていますか? まだ、準備をされていない方も、この誌面を参考に確定申告  
のポイントを確認して、始めましょう。

領収書や帳簿の整理などをまとめた後で取りかかれば、難しいものではありません。余裕をもって準  
備し、自主申告を心がけましょう。

JAではパソコンによる電子申告(e-Tax)が利用できます。e-Tax利用可能会場は、各地区運営委員会  
事務局へお問い合わせください(P.6参照)。e-Tax利用の場合は、マイナンバーカードとマイナンバー  
カードの①「署名用電子証明暗証番号」、②「利用者証明用暗証番号」及び③「券面事項入力補助用暗証  
番号」をご持参ください。なお、ご自宅などでマイナンバーカードをご利用の場合、現在お使いのカード  
リーダーが対応できない場合がありますので、事前に公的個人認証サービスポータルサイトでご確  
認ください。

## 1. 確定申告が必要な方とは?

《所得税及び復興特別所得税の申告をしなければならない方》

- ①農業所得・不動産所得・一時所得(生命共済・保険等の満期金を受領した場合等)・雑所得(年金等)などの各種の  
所得金額の合計額が配偶者控除・扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額を超える方
- ②給与所得がある方の場合
  - 給与の収入金額が2,000万円を超える方
  - 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得及び  
退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
  - 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整  
をされなかった給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③譲渡所得がある方の場合
  - 土地や建物を売った方(交換を含む)

### ◎年金所得者の申告不要制度

#### 公的年金等を受給している方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の  
対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得  
税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

■所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

■確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。

マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類を提示又  
は写しの添付が必要です。

■確定申告書の作成にあたっては、復興特別所得税の記入を忘れずをお願いします。

■国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力するこ  
とにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、ぜひ  
ご利用ください。

■公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所  
得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する  
くわしいことはお住まいの市区町村にお尋ねください。

《令和元年分において消費税の課税事業者となる個人事業者》

- ①平成29年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
  - ②平成29年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成30年12月末までに「消費税課税事業者選択  
届出書」を提出している事業者
  - ③①、②に該当しない場合で、平成30年1月1日から平成30年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が  
1,000万円を超える事業者
- なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。  
(注)事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

## 2. 申告書の提出期限及び税金の納期限

税 目	提 出 期 限	納 期 限	振 替 納 付 日
所得税及び 復興特別所得税	令和2年3月16日(月)	令和2年3月16日(月)	令和2年4月21日(火)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	令和2年3月31日(火)	令和2年3月31日(火)	令和2年4月23日(木)

※3月になると税務署は大変混雑しますので、申告書の提出は早めをお願いします。

※税務署は通常、土・日・祝日は閉庁日となっていますが、2月24日(月・祝)及び、3月1日(日)に限り、確定申告の相談  
および申告書の受付を行います。

## 3. 申告にあたっての必要書類

申告書を提出するときは、マイナンバーカードとマイナンバーカードの①「署名用電子証明暗証番号」、  
②「利用者証明用暗証番号」及び③「券面事項入力補助用暗証番号」、もしくは通知カードと運転免許証な  
どの身元確認書類が必要となります。また、源泉徴収票(給与所得者及び年金所得者)の原本のほか、  
申告の内容により必要な添付書類が異なります。

※①、②及び③は、マイナンバーカードを作成した際に、市区町村の窓口で設定した暗証番号です。

※②と③は、数字4桁で同じ番号の場合があります。

## 4. 医療費控除には明細書の提出が必要です

医療費控除を受けるための手続きが変わりました。

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。  
(領収書の提出は不要となりました。)

※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)

※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注)平成30年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

## 5. 申告の必要書類は早めにモレなく準備しましょう

1年間に生じた所得を正しく計算して申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を  
記帳し、また、取引にともない作成したり受け取ったりした書類を保存しておく必要があります。所得控除に必要な  
書類の中には発行に時間のかかるものもありますので、準備は早めに取りかかりましょう。

確定申告に関する疑問や質問は、お近くの支店や各地区運営委員会事務局(P.6参照)、税務署へお尋ね  
いただき、間違いのない申告を心がけましょう。

●藤沢税務署  
(藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町)  
☎0466-22-2141

●大和税務署  
(綾瀬市・大和市・座間市・海老名市)  
☎046-262-9411

●鎌倉税務署  
(鎌倉市)  
☎0467-22-5591

# 申告書作成会場の開設期間

開設期間	会場	所在地	時間
2月17日(月) ～ 3月16日(月) ※土、日および祝日を 除きます。(注)	鎌倉税務署	鎌倉市佐助1-9-30	【受付】 午前8時30分から 午後4時まで (提出は午後5時まで)  ※会場が混雑している場合には、受 付を早めに締め切ることがあります ので、なるべくお早めにお越しくだ さい。また、混雑の状況によっては 長時間お待ちいただくこともありま すので、ご了承ください。  【相談】 午前9時から午後5時まで
	藤沢税務署	藤沢市朝日町1-11	
	大和税務署	大和市中央5-14-22	

(注)ただし、2月24日(月・祝)及び3月1日(日)は開場します。

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していませんのでご了承ください。
- 会場開設日及び最終週は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- 鎌倉税務署は2/17～3/16、藤沢税務署は2/17～3/16の期間中、駐車場は使用できません。また、大和税務署は駐車場の駐車台数に限りがありますので、お車での来署はご遠慮ください。

## 確定申告書等の作成には、

**国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。**  
([www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp))

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

なお、**所得税の確定申告書はスマートフォンやタブレット端末でも作成できます。**

作成した申告書等はプリントアウト(白黒可)して、郵送等で税務署に提出することができます。また、**国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、直接税務署に電子申告することもできます**(電子申告をご利用になる場合は、税務署が発行したIDとパスワード、又はマイナンバーカードとICカードリーダーが必要となります)。

## 申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には**税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。**

### 《本人確認書類の例》

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
  - ②通知カードなど【番号確認書類】+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)又は②の写しを添付してください。  
※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

# 令和元年分 所得税確定申告相談日程表

※消費税確定申告相談は、お近くの支店へお問い合わせください。 ※譲渡所得のある人は、事前に税務署、税理士などと相談のうえ、譲渡所得の内訳書を作成しておいてください。

日程	会場(対象地区)	対象	受付時間	
●藤沢地区	令和2年 2月17日(月)	藤沢支店(陣屋小路・山谷・東町・三共・大鍋) 長後支店(上高倉・中高倉・下高倉) 遠藤支店(全地区)	青色申告・白色申告 青色申告・白色申告 青色申告	9:00～11:00 13:00～15:00
	2月18日(火)	辻堂支店(全地区) 長後支店(上合・下長後・長後通) 遠藤支店(西部・北部)	青色申告 青色申告 白色申告	
	2月19日(水)	善行支店(全地区) 大庭支店(羽根沢・小糸)	青色申告 青色申告・白色申告	
	2月20日(木)	羽鳥支店(AM:城・羽鳥・四ツ谷・二ツ家) (PM:台谷・藤大・引地・折戸) 六会支店(湘南台・円行・下土棚・天神町・西俣野・今田) 御所見支店(用田・葛原)	青色申告 青色申告・白色申告 青色申告	
	2月21日(金)	村岡支店(宮前・小塚・高谷・渡内・柄沢第二) 六会支店(今田・亀井野・湘南台・旭) 御所見支店(葛蒲沢・彌郷)	青色申告・白色申告 青色申告 青色申告	
	2月25日(火)	鶴沼支店(上村・堀川・石新・丸宮・原) 六会支店(石川・天神町・円行・下土棚) 御所見支店(打戻・宮原)	青色申告・白色申告 青色申告 青色申告	
	3月 4日(水)	御所見支店(用田・彌郷・宮原)	白色申告	
	3月 5日(木)	藤沢支店(諏訪ヶ谷・第一諏訪ヶ谷・立石・西富・厚生) 長後支店(全地区) 御所見支店(葛蒲沢・葛原・打戻)	青色申告・白色申告 青色申告・白色申告 白色申告	
	3月 6日(金)	善行支店(全地区) 羽鳥支店(AM:台谷・藤大・引地・折戸) (PM:城・羽鳥・四ツ谷・二ツ家)	白色申告 青色申告・白色申告	
	3月 9日(月)	羽鳥支店(全地区) 六会支店(西俣野・新田)	白色申告 青色申告	
	3月10日(火)	遠藤支店(東部・南部) 鶴沼支店(宿庭・清水・大東・刈田・仲東) 大庭支店(北の谷・表郷・小ヶ谷) 六会支店(亀井野・石川・新田・旭・その他全地区)	白色申告 青色申告・白色申告 青色申告・白色申告 白色申告	
	3月11日(水)	村岡支店(弥勒寺・河原・川名・柄沢第一) 辻堂支店(全地区)	青色申告・白色申告 白色申告	

日程	会場(対象地区)	対象	受付時間		
●茅ヶ崎地区	2月17日(月)	茅ヶ崎支店(AM:西久保) (PM:本村・矢畑・十間坂・中海岸・南湖 他)	青色申告 (青色申告農業部会員)	9:00～11:00 13:00～15:00	
	2月18日(火)	つるみね支店(AM:萩園・浜之郷・新田) (PM:今宿・松尾・下町屋・中島・柳島・柳島海岸)			
	2月19日(水)	つるみね支店(AM:今宿・松尾・下町屋・中島・柳島・柳島海岸) (PM:萩園・浜之郷・新田)			
	2月21日(金)	小出支店(AM:堤・下寺尾・行谷) (PM:芹沢)			
	2月25日(火)	小和田支店(AM:赤羽根・小和田・浜竹・本宿町・松が丘・緑が浜) (PM:小椋町・代官町・浜須賀・菱沼・松林・出口町)			
	2月27日(木)	鶴ヶ台支店(AM:赤羽根・香川・高田) (PM:巴蔵・甘沼・室田・松林)			
	3月 2日(月)	鶴ヶ台支店(全地区)			
	3月11日(水)	茅ヶ崎支店(全地区)			
	3月 4日(水)	小出支店(小出支店管内)			白色申告
	3月 5日(木)	つるみね支店(つるみね支店管内)			
	3月 6日(金)	鶴ヶ台支店(鶴ヶ台・小和田支店管内)			
	3月 9日(月)	茅ヶ崎支店(茅ヶ崎・西久保・南湖支店管内)			
3月10日(火)	茅ヶ崎支店(全地区)				

日程	会場	対象	受付時間	対象地区	備考		
●寒川地区	2月17日(月)	寒川支店	青色申告 (個別対応)	9:30～15:00	●綾瀬地区 ●大和地区 ●鎌倉地区 ●座間地区 ●海老名地区	青色申告会会員のみへの対応となりますので、各支店へお問い合わせください。	
	2月18日(火)						
	2月20日(木)						
	2月21日(金)						
	2月25日(火)						
	2月26日(水)						
	2月27日(木)						
	3月 5日(木)						
	3月 6日(金)						白色申告
	3月 9日(月)						
3月 3日(火)							
3月 4日(水)							

申告書の作成にあたっては、マイナンバーカードと暗証番号もしくは通知カードと運転免許証などの身元確認書類が必要となります。

各地区運営委員会事務局へお気軽に声をかけてください。

- 藤沢地区運営委員会事務局 ☎0466-45-4118
- 茅ヶ崎地区運営委員会事務局 ☎0467-87-0114
- 寒川地区運営委員会事務局 ☎0467-75-6000(寒川支店内)
- 綾瀬地区運営委員会事務局 ☎0467-79-0001(綾瀬支店内)
- 大和地区運営委員会事務局 ☎046-261-5121(大和支店内)
- 鎌倉地区運営委員会事務局 ☎0467-44-3851
- 座間地区運営委員会事務局 ☎046-251-0079
- 海老名地区運営委員会事務局 ☎046-231-1789